

大田区基本構想審議会会議録取扱要領（案）

平成19年9月25日

1 目的

この要領は、「大田区基本構想審議会」（以下「審議会」という。）の会議録の取り扱いに必要な事項を定めることを目的とする。

2 会議録の作成

(1) 会議録は、会議終了後速やかに大田区経営管理部企画財政課が作成する。

(2) 会議内容の記述は、以下の内容を含むものとする。

(ア) 議題及び議事概要

(イ) 出席した委員の氏名

(ウ) 発言者及び発言内容

(エ) その他会長が必要と認めた事項

(3) 発言者については委員、事務局等を区別し、発言された内容においてはその要旨とする。

3 会議録の公開

(1) 会議録は、会長の承認により公開する。

(2) 会議録の公開は、大田区ホームページへの掲載及び大田区区民情報コーナーにおいて閲覧に供することにより行う。

4 その他の事項

この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が審議会に諮り、定めるものとする。